

# 三原市大和人権文化センターだより

## 令和8(2026)年度 主催講座 はじまりました

### 国際交流教室

【5月10日開催】

第1回目となる交流教室は  
巻き寿司、みたらし団子を  
日本語を使って、楽しく  
談笑ながら調理し、交流を  
深めました。



25名(内外国籍の方17名)

調理風景

三原市在住の外国の方をゲストに交流しませんか

【内容】日本の文化を外国の方に知っていただく。  
他文化を理解し、日本語で交流を深める。  
料理、コミュニケーションゲームなどで楽しむ。

【開催日】毎月第2日曜日 10時30分から13時まで

- ・ 6月14日(日) ・ 7月12日(日)
- ・ 8月9日(日) ・ 9月13日(日)
- ・ 10月11日(日) ・ 11月8日(日)
- ・ 12月13日(日)

受講を希望される方は、大和人権文化センター(☎0847-33-1308)まで 受講料はいりません

### スマホ教室

【5月11日開催】

新規受講者も増え、スマホ  
機能習得に向け、楽しく、  
熱心に受講されました。  
LINEの基本操作から  
始めています。



受講風景

ご自分のスマホを使って、楽しく学びませんか

【内容】LINE等基本的操作や、知っていて便利な  
機能など、やさしく教えていただきます。  
また、いろいろな質問にもお答えします。

【開催日】毎月第1日曜日 10時00分から11時30分まで

- ・ 6月1日(月) ・ 7月6日(月)
- ・ 8月3日(月) ・ 9月7日(月)
- ・ 10月5日(月) ・ 11月2日(月)
- ・ 12月7日(月)

### 「登録型本人通知制度」へ登録をしましょう。 あなたの情報は大丈夫？

この制度は、三原市に戸籍や住民票の不正取得の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合に事前に登録した人に対して交付した事実をお知らせする制度です。

戸籍や住民票などが代理人や第三者に交付された事実を本人が知ることができ、不正請求および不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで「職務上請求書」の偽造や身元調査などの未然防止にもつながります。

(代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否について登録した人に確認する制度ではありません)



市HP 二次元

登録受付窓口は、市民課及び大和支所、久井支所、本郷支所の各地域振興課です。

制度の詳細については、市役所市民課戸籍係(電話:0848-67-6175)へお問い合わせください。

### 大和地域センターくらしの相談開設

- にちじ 6月19日(金) 9:00~12:00
  - ところ 大和人権文化センター 会議室
- 相談内容 くらしの相談・土地・家屋調査士相談  
相談員2名で対応します。  
今回は、7月17日(金)の予定  
電話による相談も受け付けています  
大和人権文化センター(0847-33-1308)

### 人権相談

- 人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。  
相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。
- とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
  - ところ 三原市大和人権文化センター

# じんけん 人権のひろば



「企業における人権(その3)」について紹介(しょうかい)します。

## 【ハラスメント防止と企業の義務】

職場(しょくば)のパワーハラスメントや、セクシャルハラスメント等(な)の様々なハラスメントは、働く人が能力(のうりょく)を十分に発揮(じゅうぶん)することができる(はつき)妨(さまた)げになることはもちろん、個人(こじん)としての尊厳(そんげん)や人格(じんかく)を不当(ふとう)に傷(きず)つける等(な)の人権(じんけん)にかか(か)る(ゆる)許(こうい)されない行為(こうい)です。

また、企業(きぎょう)にとっても、職場秩序(しょくばちつじよ)の乱(みだ)れや業務(ぎょうむ)への支障(ししょう)が生(し)じたり、貴重(きちょう)な人材(じんざい)の損失(そんしつ)につながり、社会的評価(しゃかいてきひょうか)にも悪影響(あくえいきょう)を与(あた)えかねない大きな問題(もんだい)です。

職場(しょくば)におけるパワーハラスメント防止対策(ぼうしたいさく)を事業主(じぎょうぬし)に義務(ぎむ)付ける改正労働施策(かいせいろうどうせさく)総合推進法(そうごうすいしんほう)が令和2(2020)年6月(ねん がつ)から、中(ちゅう)小(しょう)事業主(じぎょうぬし)は令和4(2022)年4月(ねん がつ)に施行(せこう)され、すべての企業(きぎょう)の事業主(じぎょうぬし)が、職場(しょくば)におけるハラスメント対策(たいさく)を講(こう)じる必要(ひつよう)があります。

### 職場(しょくば)における

- ・ パワーハラスメント対策(たいさく)
  - ・ セクシャルハラスメント対策(たいさく)
  - ・ 妊娠(にんしん)・出産(しゅっさん)等(な)に関するハラスメント対策(たいさく)
  - ・ 育児(いくじ)・介護(かいご)休業(きゅうぎょう)等(な)に関するハラスメント対策(たいさく)
- は事業主(じぎょうぬし)の義務(ぎむ)です！

## 6月23日~29日 男女共同参画週間

男女(だんじょ)が、互(たが)いにその人権(じんけん)を尊重(そんちょう)しつつ喜(よろこ)びも責任(せきにん)も分かち合(わ)い、その個性(こせい)と能力(のうりょく)を十分に発揮(じゅうぶん)することができる(はつき)男女共同参画社会(だんじょきょうどうさんかくしゃかい)の形成(けいせい)に向け、男女共同参画社会基本法(だんじょきょうどうさんかくしゃかいきほんほう)の目的(もくてき)および基本理念(きほんりねん)に関する国民(こくみん)の理解(りかい)を深(ふか)めるため、「男女共同参画週間(だんじょきょうどうさんかくしゅうかん)」が設(もう)けられました。国(くに)、自治体(じちたい)などが集(しゅう)中の(ちゅう)啓発(けいはつ)やイベント(イベント)を行(おこな)い、この週間(しゅうかん)において、性別(せいべつ)にかかわらず個性(こせい)と能力(のうりょく)を発揮(はつき)できる社会(しゃかい)づくりを考(かん)える機(き)会(かい)とされてます。